

市民が主体のまちづくり

～名寄市自治基本条例～

「名寄市自治基本条例」は本市のまちづくりを進めるための基本ルールとして、平成22年4月に施行されました。この条例では、「まちづくりの基本理念や原則」のほか、「市民の権利と義務」、「議会、市の役割と責務」などが記されています。この基本ルールのもと、市民、議会、市が協働しながら「市民が主体のまちづくり」を進めていきましょう。

「まちづくり」ってなに？



名寄市自治基本条例では、まちづくりを進めるうえで、最も大切にしなければならないこととして、**5つの基本原則**を定めています。

市民参加

まちづくりについて意見を出すことや、まちづくりに加わること。

連携・協力

みんなが同じ目的のために、協力しながらまちづくりを進めること。

コミュニティ自治

町内会など身近なまちづくり組織を通じ、地域の活動を行うこと。

情報共有

お互いの情報を交換して、みんなが同じ情報を知っているようにすること。



自主自立の市政運営

名寄市が国などにまかせず、自らまちづくりをすること。

市民のみなさん、ぜひ「まちづくり」に参加しましょう！

問い合わせ 企画課企画調整係(名寄庁舎3階)

☎01654③2111(内線3311) ✉ny-kikaku@city.nayoro.lg.jp